8 短期入所生活介護費

基本部分					注			注	注	注	注	注	注	注				注			注		注	注	注	注	注
					夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット等に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	外出短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活機能向上連携加算	単位の機能訓練指導員を配置している場合	個別機能訓練加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	看護体制加算（Ⅲ）	看護体制加算（Ⅳ）	栄養連携強化加算	夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	緊急短期入所受入加算	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合
イ 短期入所生活介護費（1日につき）	（1）単独型短期入所生活介護費	（一）単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1（ 625 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき ＋13単位	1月につき ＋200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋4単位	1日につき ＋8単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋12単位 利用定員30人以上50人以下 ＋6単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋23単位 利用定員30人以上50人以下 ＋13単位	1日につき ＋58単位	1日につき ＋13単位	1日につき ＋15単位	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位	1日につき ＋90単位（7日間を限度）	1日につき －30単位
			要介護2（ 693 単位）																								
			要介護3（ 763 単位）																								
			要介護4（ 831 単位）																								
			要介護5（ 897 単位）																								
		（二）単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞	要介護1（ 625 単位）																								
			要介護2（ 693 単位）																								
			要介護3（ 763 単位）																								
			要介護4（ 831 単位）																								
			要介護5（ 897 単位）																								
	（2）併設型短期入所生活介護費	（一）併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1（ 584 単位）																								
			要介護2（ 652 単位）																								
			要介護3（ 722 単位）																								
			要介護4（ 790 単位）																								
			要介護5（ 856 単位）																								
		（二）併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞	要介護1（ 584 単位）																								
			要介護2（ 652 単位）																								
			要介護3（ 722 単位）																								
			要介護4（ 790 単位）																								
			要介護5（ 856 単位）																								
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	（1）単独型ユニット型短期入所生活介護費	（一）単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1（ 723 単位）																								
			要介護2（ 790 単位）																								
			要介護3（ 863 単位）																								
			要介護4（ 930 単位）																								
			要介護5（ 997 単位）																								
		（二）単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1（ 723 単位）																								
			要介護2（ 790 単位）																								
			要介護3（ 863 単位）																								
			要介護4（ 930 単位）																								
			要介護5（ 997 単位）																								
	（2）併設型ユニット型短期入所生活介護費	（一）併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1（ 682 単位）																								
			要介護2（ 749 単位）																								
			要介護3（ 822 単位）																								
			要介護4（ 889 単位）																								
			要介護5（ 956 単位）																								
		（二）併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1（ 682 単位）																								
			要介護2（ 749 単位）																								
			要介護3（ 822 単位）																								
			要介護4（ 889 単位）																								
			要介護5（ 956 単位）																								

ハ 療養食加算	（1日につき 6単位を加算（1日に3回を限度））

ニ 在宅中重度者受入加算	（1）看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合 （1日につき 421単位を加算）
	（2）看護体制加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定している場合 （1日につき 417単位を加算）
	（3）（1）（2）いずれの看護体制加算も算定している場合 （1日につき 413単位を加算）
	（4）看護体制加算を算定していない場合 （1日につき 425単位を加算）

ホ 認知症専門ケア加算	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）
	（2）認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）

ヘ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算）	
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算）	
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算）	
	（4）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
ト 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×83/1000）	所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60/1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33/1000）	
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（3）の90/100）	
	（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋（3）の80/100）	

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目